

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附手続き等について

1 寄附のお申し出方法

「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附申出書」に必要事項をご記入いただき下記担当者までお送りください。

<送付先・お問合せ先>

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所 保健福祉局 健康衛生部 保健管理課 健康寿命延伸室

直通 086-803-1250（直通）

Mail : hokenkanrika@city.okayama.lg.jp

2 寄附のお支払い方法及び時期

お支払い方法は以下の2通りございますので、ご希望の方法をお教えてください。

ア 岡山市からお送りした納付書にてお支払い（手数料はかかりません）

<ご利用いただける金融機関等>

○全国の金融機関等

（ただし、岡山市内に店舗を有する銀行、信託銀行、金庫、組合、農業協同組合に限ります。）

○ゆうちょ銀行・郵便局（ただし、中国地方5県内に限ります。）

イ 岡山市指定口座へのお振り込み（手数料がかかります）

<振込先>

金融機関名 : 中国銀行 岡山市役所出張所

口座種別 : 普通預金

番号 : 2512397

名義 : 岡山市会計管理者（オカヤマシカイケイカンリシャ）

3 受領証の発行について

ご寄附のお支払いが確認でき次第、受領証を郵送いたします。この受領証は、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附金であることを明記しております。来年度の租税申告時に、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の寄附を行った旨を証するものとして必要になりますので、保管の程よろしく願いいたします。

4 税制上の優遇措置について

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）にご寄附をいただきますと、税額控除（6割）と損金算入による軽減効果（約3割）により、最大約9割の優遇措置が講じられます。

ア 法人住民税

寄附額の4割を控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）

イ 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、寄附額の4割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

ウ 法人事業税

寄附額の2割を控除（法人事業税額の20%が上限）

5 ご寄附いただいた企業様の公表について

ご寄附いただいた企業様の企業名、バナーを本市公式ホームページ内の企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）専用サイトにて掲載させていただきます。

また、上記ホームページのほか事業の市の広報媒体や案内用チラシなど可能な限り様々な媒体を通じて企業名を掲載させていただきます。（匿名をご希望の場合はお知らせください。）

<お問合せ先>

OKAYAMA ハレ活プロジェクト事務局（DeSC ヘルスケア株式会社）

電話番号：050-3093-4278（平日10時～17時）

※ガイダンスに沿って該当のボタンを操作してください。

問い合わせフォーム：<https://kencom.jp/inquiry/new>

※ お問い合わせフォームの「お問い合わせの種類：その他」を選択し、「お問い合わせ内容」に①「ハレ活_寄附について」、②事業者名、③ご質問内容をご記入ください。

